

福岡歯科大学元教員による研究活動上の特定不正行為の調査結果について

1 経緯

平成30年2月5日、本学学長（最高管理責任者）に本学教員から、告発書により、本学元准教授が、学会での口演パワーポイント資料に他の研究者の掲載論文の図を「盗用」し、実際に実験を実施したかのように「捏造」した研究活動における特定不正行為に関する告発があった。

上記告発書を同日受理し、「福岡歯科大学研究活動における不正行為への対応等に関する規則」（以下、「本学規則」という。）第11条第1項に基づき、予備調査委員会を設置し予備調査を実施した。

その結果、同年3月5日の予備調査委員会において、告発の合理性及び調査可能性はあると認められたため、同日、本学規則第12条第1項に基づき最高管理責任者は本調査の実施を決定した。

本調査については、令和3年2月2日に終了し、令和3年8月31日に本調査委員会から最高管理責任者である学長へ本調査結果を報告した。

報告を受けた学長は、本学規則第17条に基づき令和3年9月8日付けで本調査結果に基づき、特定不正行為の有無について認定を行ったため、本学規則第20条に基づき公表する。

2 本調査の体制

(1)人数：4名

(2)委員構成:学内委員2名、学外委員2名

(3)関係機関

本件は、調査対象者が告発時に別の研究機関に所属していたため、当該機関に本件を連絡したうえで本調査を行う機関を協議した結果、本学が本調査を実施することとなった。

なお、調査に関しては当該機関も協力することについて了承を得た。

3 調査内容

(1)本調査期間

・平成30年3月12日～令和3年2月2日

(2)調査対象者

・本学元准教授

・本学元准教授の転出先所属の准教授

※3-(3)-イ)の論文における共同責任著者のため、調査開始後、途中から調査対象者とした。

(3)調査対象研究活動

ア)告発書に基づく学会における口演発表

イ)本学元准教授が共同責任著者である論文

被告発者が本学に在籍当時、本学で研究し、別の研究機関へ転出後も研究を続け発表された論文であり、本学元准教授が筆頭著者を主に指導したことから、第1回本調査委員会において調査対象範囲に含めた。

(4)調査対象経費

(3)調査対象研究活動の(ア)及びイ)ともに学術的・科学的な関連性があることから科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)を調査対象経費とした。

(5)調査方法・手順

本調査委員会においては、本学規則第15条に基づき、以下の方法・手順で調査を行った。

ア)告発に基づく学会における口演発表

- ①告発者が被告発者から提供を受けたスライド(パワーポイント)の画像解析:告発者から提供された口演発表スライド及び本学元准教授が学会発表前に共同発表者へ学会で発表する予定原稿としてメールにて送付したスライドの画像解析調査
- ②告発者及び本学元准教授並びに共同研究者へのヒアリング調査
- ③学会開催事務局への発表スライドについての問い合わせ

イ)本学元准教授が共同責任著者である論文

- ①掲載データの確認
- ②調査対象実験に関する本学元准教授の転出先研究機関及び本学における根拠資料(動物実験計画書の有無、研究データ、画像の確認、実験ノートの有無)の確認
- ③告発者及び本学元准教授並びに共著者へのヒアリングまたは書面調査

(6)調査委員会の開催内容等

- 調査委員会の開催回数 12回(メール会議 2回)
 - ・本学元准教授のヒアリング調査 2回
 - ・共同研究者及び共著者へのヒアリング調査 6回
 - ・共著者への書面調査 1回
 - ・元准教授の転出先研究機関の訪問調査 1回

4 調査結果の概要

(1)認定した特定不正行為の種別及び具体的な内容

・3-(3)-ア)

- ①特定不正行為の種別…捏造、盗用
- ②具体的な内容…学会における口演発表におけるスライドの一部に、当該発表と関連のない論文からデータを盗用し、実験条件、使用試薬が全く異なる画像として掲載を行った。

・3-(3)-イ)

- ①特定不正行為の種別…捏造
- ②具体的な内容…本学元准教授が責任著者である論文において、存在しない実験データを自身が実施した実験データとして掲載を行った。

(2)認定した特定不正行為の研究活動

- ・3-(3)-ア)において学会における口演発表
- ・3-(3)-イ)において本学元准教授が共同責任著者である論文1編

(3)特定不正行為に係る研究者

①特定不正行為に関与した者

- ・本学元准教授

②特定不正行為に関与していないものの不正行為のあった研究に係る論文に責任を負う著者

- ・本学元准教授の転出先所属の准教授

5 本学がこれまでに行った措置の内容

- ・特定不正行為が認定された論文の取下げを本学規則に基づき、本調査結果4(3)①の研究者へ勧告した。

6 特定不正行為の発生要因と再発防止策

(1)発生要因

- ア) 本学では文部科学省ガイドラインに則り、競争的資金等の取扱いにおける責任体系及び規則を整備し、平成27年9月から毎年実施している研究倫理教育講習会等において全研究者へ説明しているが、本学元准教授は研究者として持つべき基本的な責任意識として、研究を実施するにあたり、法令や関係規則を遵守するとともに、公正な研究活動を遂行するという、自らの規律が欠落していた。また、本学規則第6条第2項において、研究データの保存を義務付けているが、本件については、研究室の主任研究者等による実験ノートやデータの保存状況のチェックができていなかった。
- イ) 学会発表のスライドデータは本学元准教授が一人で作成し、発表前に研究室内での予演会等も行われていたが、スライドに用いた生データ等については、准教授として独立した研究者として扱っていたことから、共同発表者によるチェックが行われなかった。
- ウ) 当該論文における実験は、主として本学元准教授が行い、本学元准教授の指導に基づき筆頭著者も実験を実施していた。また、その実験で取得したデータに基づき、本学元准教授の転出先研究機関の共同責任著者が論文執筆を担当した。論文投稿にあたり、全ての共著者に実験データの生データ・実験ノート等のチェックを本学元准教授及び共同責任著者が依頼すべきであったが本学元准教授は責任著者としての自覚及びなすべきことを理解しておらず、それを怠った。また、共同責任著者のチェックも不十分であった。さらに、本論文の不正に関しては、平成28年8月16日に3-(3)-ア)にかかる不正行為が発覚した後に、本学元准教授から告発者に対して、現状の責任ある研究や業務を完了させたいので1年間の猶予を配慮してほしいと要望があり、告発者がこれを承諾したことにより、告発が遅れたことも大きな要因の一つと考える。
- エ) 平成27年9月から毎年FDとして研究倫理教育を実施しており、FDに参加できなかった研究者に対しては、ビデオ受講させている。令和元年度の実講率99.7%。なお、被

告発者は、平成 27 年 9 月に転出しているため、本学では FD の受講はないが、平成 26 年 6 月に実施した「科研費交付決定者説明会」において、研究費の不正使用について十分に説明するとともに、「CITI JAPAN」による E ラーニングにより、研究倫理教育も実施していたが、被告発者に真に理解させることができていなかったことも要因と考える。

(2)再発防止策

今回の不正行為は、本学元准教授の研究者としての自らの規律が欠落していたことが大きな原因である。その他、本学元准教授の上司が本学元准教授を准教授として独立した研究者として扱っていたこと、本学元准教授の異動に伴い2つの研究機関でなされた研究であることから、上司等の監督が行き届かなかったことなども、誘因となったと考えられる。

今回の不正行為を防止するため、令和 2 年度に研究室におけるデータ保存状況の監査を実施し、適切なオーサiershipに関する研究倫理 FD 講演会を実施した。

また、今後の再発防止策として、以下のとおり決定した。

- ア) 研究データの保存状況について、内部監査室と協力して各研究室における研究データの保存状況の監査を定期的に行う。
- イ) ア) の対応と同時に研究室内での勉強会及び予演会等により、研究者の実験ノートのチェック、特に論文あるいは学会発表で使用するデータを生データと照合するなどのデータチェックの実施を所属長に徹底するとともに、実施方法等にかかる FD を実施する。
- ウ) 研究者を対象として、論文投稿にあたっての基本的なルール及び適切なオーサiershipにかかる FD を定期的実施する。
- エ) 毎年度実施している「研究倫理教育講習会」において、今回の事例を基に教職員全員が研究者として遵守すべき法令や関係規則を理解できる内容として実施し、基本的な研究者倫理を理解させるとともに本学関係規則等についても十分な説明を行い、不正行為を発見した場合の相談窓口等の周知及び手続き方法等を周知し、研究者の倫理意識を高め、理解を得る。

以上の再発防止策により、研究成果を公表する際には、関係する研究者及び共著者等は必ず生データ・実験ノートを確認し、公表しようとする内容の正確性を担保することに努める必要があることを研究者等に理解させ、各研究室で徹底するよう指導するとともに、内部監査室と協力して各研究室における研究データのチェック及び保存状況を継続して確認することとする。

以上